

八戸ハイテクパークGREEN協定の概要

(協定の名称)
八戸ハイテクパークGREEN協定

(形態)
立地企業と八戸市との任意協定

(協定項目)

1. 建築物等に関する基準

- | | |
|------------|--|
| (1) 土地造成 | ① 極力造成を行わない
② やむを得ず造成が必要な場合は切土及び盛土の高さ2m以内
自然環境・景観との調和を考慮 |
| (2) 形態意匠 | |
| (3) 建蔽率 | 60% |
| (4) 容積率 | 200% |
| (5) 建物高さ | 15m以内 |
| (6) 壁面後退 | 敷地境界線から外壁との距離(最低限度)
① 市道ハイテクパーク1～2号線との境界線から、12m
② 市道ハイテクパーク3号線との境界線から、3m
市道ハイテクパーク3号線に接する敷地と敷地との境界線から、3m
③ ①②以外の敷地境界線、ハイテクパーク緑道(1～2号線)から、6m
景観を考慮 |
| (7) 建築設備 | 合併処理浄化槽 |
| (8) し尿浄化槽 | |
| (9) 出入口 | 2ヶ所以内及び幅員合計は12m以内 |
| (10) 門・塀等 | ① 構造及び色彩:周囲の景観との調和を考慮
② 道路からの後退距離
・市道ハイテクパーク1～2号線との境界線から、6m以上
・市道ハイテクパーク3号線との境界線から、2m以上 |
| (11) 電柱等 | ③ 高さ1.2m以内
① 電柱等は設置しない
② 屋外電力線及び屋外電話線は地下に埋設 |
| (12) 屋外広告物 | ① 数及び面積:必要最小限
② 構造、色彩及び意匠:建築物と一体化し、周囲の景観を十分考慮 |
| (13) 駐車場等 | ① 道路からの後退距離
・市道ハイテクパーク1～2号線との境界線から、6m以上
・市道ハイテクパーク3号線との境界線から、3m以上
② 集約化し、周囲を緑化 |

2. 緑化に関する基準

- | | |
|----------|--|
| (1) 緑化率 | 敷地面積の20%以上 |
| (2) 緑化区域 | ① 市道ハイテクパーク1～2号線との境界線から、幅員12m
② 市道ハイテクパーク3号線との境界線から、幅員3m
市道ハイテクパーク3号線に接する敷地と敷地との境界線から、幅員3m
③ ①②以外の敷地境界線、ハイテクパーク緑道(1～2号線)から、幅員6m |
| (3) 緑化方法 | 樹木、芝及び花壇等 |
| (4) 緑化時期 | 建築物等の完成後1年以内 |

3. その他

- | | |
|----------|--|
| (1) 有効期間 | 本協定の締結の日から10年間で、協定内容の変更等にかかる協議が無い場合は自動的に更新 |
|----------|--|

(配置例)

